

令和元年7月21日執行

参議院議員通常選挙

執行日程表

香川県選挙管理委員会

月日	曜日	選挙期日	選挙期前後	県委員会・選挙長等の行う事務	執行者	関係法令	市町委員会等の行う事務	執行者	関係法令
				1 ポスター掲示場の区画数の指示 2 政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数 3 政見放送の日時の決定（放送局から通知のあった場合） 4 立候補予定者等に対する説明会の開催 5 選挙人名簿の登録の基準日の告示 6 個人演説会場の指定の告示	県委員会	運規11の3 規程2 規程13 法22 令14 法161	1 ポスター掲示場の設置場所の告示及び県委員会への報告（予め） 2 不用封筒の郵便等による不在者投票を含む。の投票用紙及び投票用封筒の請求受付 3 在外選挙人による郵便等による在外投票の投票用紙等の請求受付、投票用紙等の発送（任期満了前60日から発送開始） 4 個人演説会場の指定及びその旨県委員会に報告 5 個人演説会場の施設の整備の程度その他使用に関する定め及び候補者が納付すべき費用の額の公表（市町委員会の承認） 6 指定投票区を指定し及び指定関係投票区を定めるとき並びに指定投票区及び投票用紙等の公表（市町委員会の承認） 7 期日前投票事務従事者の任命、事務の分担取扱手続の決定及び関係法令等の周知 8 指定在外選挙投票区の指定及び県委員会へ通知	市町委員会 委員 市町委員会 施設管理者 市町委員会	法144の2 運規11の2 法49 令50、59の4、59の5の4、59の6 法49の2 令65の11 外則23 法161 法161 令119、121 法37 令26 法30の3 令23の2 法49 令53、59の4、59の5の4 法144の2 運規11の3 令22
2	火	前	19	選挙時登録日現在選挙人名簿登録者数の報告受領	県選委員会	法22 令22 通知	1 郵便封筒の郵便等による発送開始	市町委員会 委員 市町委員会	法39、41、48の2 事規17 法49の2 令65の13 法38、48の2 令27 事規14 法37、48の2 令24、25、49の7 事規12 法61 令67、68 事規24 法40、41の2、48の2 事規16 法62 事規25 法175 運規46 令118 法163 令112、113、114 運規31 令115、124 令116、117、120 令31 法130、131 令108、109 運規2の2 法62 令69 法175 法175
3	水		18	選挙時登録日現在選挙人名簿登録者数の報告受領	県選委員会	法22 令22 通知	1 郵便封筒の郵便等による発送開始	市町委員会 委員 市町委員会	法39、41、48の2 事規17 法49の2 令65の13 法38、48の2 令27 事規14 法37、48の2 令24、25、49の7 事規12 法61 令67、68 事規24 法40、41の2、48の2 事規16 法62 事規25 法175 運規46 令118 法163 令112、113、114 運規31 令115、124 令116、117、120 令31 法130、131 令108、109 運規2の2 法62 令69 法175 法175
7	木		17	1 選挙長及び同職務代理者並びに選挙分会長及び同職務代理者の選任告示（予め同意） 2 投票用紙の様式の告示 3 投票用紙、投票用封筒、郵便等による不在者投票用封筒、特定国外派遣隊員の不在者投票における投票用封筒及び仮投票用封筒に押すべき印の告示 4 選挙会及び選挙分会の選挙立会人のくじを行うべき場所及び日時 5 選挙会及び選挙分会の場所及び日時の告示（予め） 6 選挙長の事務を取り扱う場所の告示 7 ポスター掲示場にポスターの掲示を開始することができる期日の告示 8 政見放送の順序のくじを行うべき場所及び日時の告示 9 選挙公報掲載順序のくじを行うべき場所及び日時の告示（予め） 10 名簿届出政党等の名称等掲示の掲載順序のくじを行うべき場所及び日時の告示（予め） 11 選挙運動に関する支出金額の制限額の告示 12 実費弁償及び報酬の額を定める告示 13 立候補届出受付開始 14 立候補届出物及び証明書類の交付 15 候補者交付物及び証明書類の交付 16 選挙会及び選挙分会の選挙立会人届出受付開始 17 選挙事務所設置（異動）届出受付開始 18 出納責任者選任（異動・職務代行）届出受付開始 19 報酬を支給する選挙運動のために使用する者の届出受付開始 20 政見放送、経歴書申込み（提出）期限	選挙分会長 選挙分会長 選挙分会長 選挙分会長 選挙分会長 選挙分会長 選挙分会長 選挙分会長 選挙分会長 選挙分会長 選挙分会長 選挙分会長 選挙分会長 選挙分会長 選挙分会長 選挙分会長 選挙分会長 選挙分会長 選挙分会長 選挙分会長	法75 令80、81 法45 規則5 規則5、8、10、10の5、10の5の4 法76、62 事規30、25 法77、78 法144の2 規程14 法169 運規41 法175 運規46 法194、196 令127 法197の2 令129 法86の4 令89 法86の4 法13章 法76、62 令82、69 事規30、25 法130、131 令108、109 運規2の2 法180、182、183 運規50の7 法197の2 令129 規程5.6	1 期日前投票所の告示及び告示した旨の投票管理者への通知 2 在外選挙人に係る期日前投票所の指定・告示 3 期日前投票所の投票立会人を選任した場合の本人及び投票管理者への通知期限 4 投票管理者及び同職務代理者の選任告示（予め同意） 5 開票管理者及び同職務代理者の選任告示（予め同意） 6 投票所（共通投票所）及び期日前投票所の開閉時刻を繰り上げ、又は繰り下げの旨の告示及び投票管理者への通知（予め）（県委員会に届出（投票所及び共通投票所のみ）） 7 開票立会人のくじを行うべき場所及び日時の告示（選挙区） 8 氏名等掲示の掲載順序のくじを行うべき場所及び日時の告示（選挙区） 9 個人演説会の施設の設置の使用予定表の受理（最新のものを常に確認のこと） 10 個人演説会（公営施設使用）開催届出受付開始（開催不能の場合通知）（選挙区・比例代表） 11 個人演説会の施設の管理者に対する開催届出があった旨の通知（その都度） 12 個人演説会の開催の可否に関する管理者の通知（その都度） 13 投票所入場券の交付（公示日以後できるだけ速やかに） 14 選挙事務所設置（異動）届出受付開始 15 開票立会人届出受付開始 16 投票記録所の氏名等掲示の掲載順序のくじ執行（選挙区） 17 期日前投票所及び市町委員会委員長が管理する不在者投票記録所に掲示する候補者の氏名等及び名簿届出政党等の名称等の掲示用データの受信 18 立候補（異動）、届出却下、同辞退（法91 II、法103IV該当を含む。）又は死亡の通知を受けた場合の投票管理者及び開票管理者への通知		

月日	曜日	選挙期日後	関係法令	執行者	関係法令	市町委員会等の行う事務	執行者	関係法令	市町委員会等の行う事務	執行者	関係法令	
4	木		規程14 法168、運規10章 申請注意事項 法142、運規3章の2 法141、142、143、 164の2、令109の4、 109の7、109の8、 110の2、110の3、 110の4、125の3 規則17の4、17の5 法201の4、令129の2 運規13章の2 法201の4、運規13章の2	県委員会 " " " " " " " " " " " " " " " " 選挙長 県委員会 推進協議会 県委員会	規程14 法168、運規10章 申請注意事項 法142、運規3章の2 法141、142、143、 164の2、令109の4、 109の7、109の8、 110の2、110の3、 110の4、125の3 規則17の4、17の5 法201の4、令129の2 運規13章の2 法201の4、運規13章の2	21 政見放送の順序を定めるくじの執行 22 選挙公報掲載文申請受付開始（選挙区） 23 選挙公報掲載文訂正の連絡（選挙区） 24 選挙運動用ビラ証紙交付開始 25 選挙公営（経費）関係届出受付及び確認書交付開始	県委員会 " " " " " " " " " " " " " " 選挙長 県委員会 推進協議会 県委員会	規程14 法168、運規10章 申請注意事項 法142、運規3章の2 法141、142、143、 164の2、令109の4、 109の7、109の8、 110の2、110の3、 110の4、125の3 規則17の4、17の5 法201の4、令129の2 運規13章の2 法201の4、運規13章の2	候補者が死亡したことを知った場合は直ちに選挙長に通知 候補者につき法第11条第3項の通知を受けた場合は直ちに選挙長に通知 ポスター掲示場にポスター掲示開始 選挙人名簿又は抄本の閲覧の中止 選挙に対する関心を高める運動展開	地 市区町村長 市区町村 町村委員会 候補者 市町委員会 推進協議会 法92 法144の2 法28の2、28の3 法6	関係法令	
17	公		法201の6、201の11 令129の5 運規11の5 法175、運規46	" " " " " " " " " " " " " " " " 選挙長 県委員会 推進協議会 県委員会	法201の6、201の11 令129の5 運規11の5 法175、運規46	26 推薦団体確認申請書受付開始、確認書の交付、総務大臣への通知（選挙区） 27 推薦団体が行う推薦演説会周知用ポスター捺印受付開始（選挙区） 28 政談演説会開催届出受付開始（証紙交付） 29 候補者がポスターを掲示することができる区画番号（届出順）を候補者及び市町委員会に通知 30 名簿届出政党等の名称等掲示の掲載順序のくじ執行、掲載順序を市町委員会に通知（比例代表） 31 期日前投票所及び不在者投票管理者のうち当該市町委員会委員長の管理する投票を記載する場所における候補者の氏名等及び名簿届出政党等の名称等掲示用データを市町委員会へ送信 32 立候補（異動）、届出却下、同辞退（法91Ⅱ、法103Ⅳ該当を含む。）、死亡の告示及び県委員会への報告並びに市町委員会、候補者の住所地の市区町村長及び市区町村委員会への通知（選挙区） 33 立候補（異動）、届出却下、同辞退（同上）、死亡の通知があった場合の選挙分会長及び市町委員会への通知（比例代表） 34 選挙に対する関心を高める運動展開	" " " " " " " " " " " " " " " " 選挙長 県委員会 推進協議会 県委員会	法201の6、201の11 令129の5 運規11の5 法175、運規46	例 県選挙管理委員会 中央選挙管理会 推進協議会 市区町村選挙管理委員会 市町選挙管理委員会 個人演説会を開催することができる公営施設の施設管理者 公職選挙法 公職選挙法施行令 公職選挙法施行規則 在外選挙執行規則 政見放送及び経歴放送実施規程 公職選挙事務取扱規程 香川県公職選挙運動公営等実施規程	住 市区町村長 市区町村 町村委員会 候補者 市町委員会 推進協議会 法92 法144の2 法28の2、28の3 法6	関係法令	
7	日		法86の4、令92、事規33 令92 法6	選挙長 県委員会 推進協議会 県委員会	法86の4、令92、事規33 令92 法6	1 選挙公報掲載文申請期限（選挙区） 2 選挙公報掲載文の掲載順序のくじ執行（選挙区） 3 候補者の被選挙権等について候補者の住所地の市区町村長及び市区町村委員会並びに本籍地の市区町村長に調査依頼 4 選挙公報掲載文の通知（比例代表） 5 選挙公報掲載文の原稿（データ）受領（比例代表）	選挙長 県委員会 推進協議会 県委員会	法86の4、令92、事規33 令92 法6	1 期日前投票所及び不在者投票管理者のうち当該市町委員会委員長の名称等の掲示開始 2 期日前投票所の投票管理者への選挙人名簿の抄本の送付期限（期日前投票所を設ける期間の初日において当該期日前投票所を開く時刻までに） 3 在外選挙人が期日前投票を行う旨指定した期日前投票所の投票管理者への在外選挙人名簿の抄本の送付期限（期日前投票所を設ける期間の初日において当該期日前投票所を開く時刻までに） 4 不在者投票（郵便等による不在者投票を含む。）の投票用紙及び投票用封筒等の交付開始（郵便等による発送を除く。） 5 期日前投票所の投票立会人が2人に達しないとき、又は達しなくなったときの選任及び通知 6 期日前投票所の投票箱に何も入っていないことの確認（新たな投票箱を使用する場合はその都度） 7 期日前投票・不在者投票開始 8 期日前投票における投票録の作成（各日） 9 投票箱を閉鎖する場合はの措置（かぎの封印）	市町委員会 " " " " 市町委員会 委員長 投票管理者 " " " " 選挙人 投票管理者 " "	法175 令28、49の7 令28、65の13 法49、令50～54、 59の4、59の5の4、 規則8の2～10、10の4、 10の5、10の5の3、 10の5の4、10の10 事規21 法38、48の2、事規14 令34、49の7 法48の2、49 令55～58、59の5、 59の5の4、59の6 令49の9 令49の7、43	関係法令
5	金		法168 法169、運規41 事規32 通知	県委員会 " " 選挙長 中央選挙 " "	法168 法169、運規41 事規32 通知	1 選挙公報掲載文申請期限（選挙区） 2 選挙公報掲載文の掲載順序のくじ執行（選挙区） 3 候補者の被選挙権等について候補者の住所地の市区町村長及び市区町村委員会並びに本籍地の市区町村長に調査依頼 4 選挙公報掲載文の通知（比例代表） 5 選挙公報掲載文の原稿（データ）受領（比例代表）	県委員会 " " 選挙長 中央選挙 " "	法168 法169、運規41 事規32 通知	1 期日前投票所及び不在者投票管理者のうち当該市町委員会委員長の名称等の掲示開始 2 期日前投票所の投票管理者への選挙人名簿の抄本の送付期限（期日前投票所を設ける期間の初日において当該期日前投票所を開く時刻までに） 3 在外選挙人が期日前投票を行う旨指定した期日前投票所の投票管理者への在外選挙人名簿の抄本の送付期限（期日前投票所を設ける期間の初日において当該期日前投票所を開く時刻までに） 4 不在者投票（郵便等による不在者投票を含む。）の投票用紙及び投票用封筒等の交付開始（郵便等による発送を除く。） 5 期日前投票所の投票立会人が2人に達しないとき、又は達しなくなったときの選任及び通知 6 期日前投票所の投票箱に何も入っていないことの確認（新たな投票箱を使用する場合はその都度） 7 期日前投票・不在者投票開始 8 期日前投票における投票録の作成（各日） 9 投票箱を閉鎖する場合はの措置（かぎの封印）	市町委員会 " " " " 市町委員会 委員長 投票管理者 " " " " 選挙人 投票管理者 " "	法175 令28、49の7 令28、65の13 法49、令50～54、 59の4、59の5の4、 規則8の2～10、10の4、 10の5、10の5の3、 10の5の4、10の10 事規21 法38、48の2、事規14 令34、49の7 法48の2、49 令55～58、59の5、 59の5の4、59の6 令49の9 令49の7、43	関係法令

